

平成30年10月22日（月）13時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻前でございますけれども、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員6名中、6名全員のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する、同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日はタブレット端末を使用したペーパーレス会議となります。

本日初めて操作されます委員の方もいらっしゃると思いますので、タブレット端末の操作方法の説明と、資料の確認を事務局よりさせていただきます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 海上旅客運送業の最低賃金部会のほうで一度ご使用させていただいたところでございますが、まず、タブレットのほうの操作でございますけれども、右から左のほうに画面上をなぞっていただきますと、次のページに移る形になってございまして、通常お使いのスマートフォン等と操作方法は同じでございます。

本日、特段資料の発表等はございませんけれども、まず、先に発表者モードのほうで資料の確認をさせていただきたいと思います。私のほうで操作をさせていただきますので、お触りにならなくても結構でございます。

まず、本日は、「議事次第」が1枚目に表示されているかと思います。こちらを私のほうでスライドしていきますけれども、次に「委員名簿」をご用意させていただきまして、次に「配布資料一覧」でございます。

次に、現行の「全国内航鋼船運航業最低賃金」の公示をされている文章が3枚ございまして、次に、資料2としまして「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」について、平成8年から29年までのものが記載されているページ、ここまでが資料としてご用意させていただいておりまして、こちらは前回の最低賃金部会でご説明させていただいた資料と同じものがここで表示されてございます。

では、発表者モードを解除します。

こちらで適宜資料をご参照いただけるモードになってございますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

操作説明と資料の確認は以上でございます。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

野川専門部会長、司会進行をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいります。全国内航鋼船運航業最低賃金の改正についてでございますが、前回の部会から大分時間も経ちました。それ以降のお話し合いの結果について、労使どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いしたいと存じます。

平岡委員。

【平岡委員】 前回の専門部会以降、使用者側と、今年の最低賃金について、協議を続けてきましたが、やはり使用者側には使用者側の考え方があって、詰まっていないという状況でございます。

ただ、その協議の中で、使用者側の考えはあるのですが、我々の考えは、第1回の中でも主張したとおり、陸上での最賃の改定状況、それと陸上産業での春闘の状況や我々の海員春闘の状況を踏まえ、やはり、この社会的な流れの中から最低賃金の改定については、水準も含めて必要不可欠だということで主張をしていますが、使用者側のほうも、改定することについては問題はないけれども、水準で折り合いませんでした。我々としては、使用者側が考えているような水準では、合意はできないということで、そのまま平行線という形の中で物別れしているというのが状況でございます。

【野川部会長】 今、労働側からそのようなご報告がございましたが、使用者側から何か補足することはございますでしょうか。

蔵本委員。

【蔵本委員】 私が所属している全国海運組合連合会の理事会で、第1回目の報告とともに意見を伺いました。その内容についてご報告をさせていただきます。

まず、他産業との比較や時世の環境から上げざるを得ないことは理解できると。ただし、値上げの単価については慎重に協議いただきたいというような内容でございました。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使双方からご報告をいただきましたが、い

まだに合意には至っていないということでございますので、まずはこの場で引き続きご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。どちらからでも。

和田委員。

【和田委員】 前回、私からも説明させてもらったのですが、使用者側の言われる他産業を参考に慎重に検討してもらいたいということだったのですが、前回も示しましたとおり、もう既にここ数十年、他産業との差がつき過ぎています。これまで他産業を無視してとまでは言わないのですが、海運の状況を踏まえて改定してきたのは事実なんだろうけど、大きな差が開いています。このままですと、今、国交省を中心に考えていただいている、次世代の確保・育成、こういったものに果たして追従できる内容になるのかどうかという大きな問題にも発展しそうな状況でございます。

使用者側におかれましては、そこら辺を十分考えていただいて、これまでの労使の慣例にとらわれない大きな視点に立って、改正額をご提示願えたらなというふうに思っております。

【野川部会長】 という船員側からのご要望でございますが、いかがでしょうか。

山本委員。

【山本委員】 前回8月の専門部会の議事内容、議事結果を受けまして、当方の組織内部、それから関係団体の方々ともいろいろお話をさせていただきまして、最低賃金の改定についてのご意見をいただいたのですが、なかなか統一的な見解がまとまるには至りませんでした。

一つは、組合の方からもそういうお話もあったんですが、過去二十数年にさかのぼって見ますと、いわゆる最低賃金の改定の主な要素と考える消費者物価指数の動向を見ますと、過去20年、ほとんど横ばい状態にあると。その間、消費税が3%から5%、5%から8%というふうに2度ほど改定されて、消費税率が上がった時点では確かにそれが物価指数に反映されたような変動はあったのですが、やはり数年のうちにそれも吸収してしまうようなデフレの状況が続いて、結果として過去20年を見れば、ほぼ横ばい状態であったと。

直近この1年を見ましても、生鮮食品は確かに値上がりしている項目もございますけれども、全体的に見ればほぼ横ばいで推移をしているというふうに見られますので、過去5年、平成25年から最低賃金の改定が続いて行われてきたわけなのですが、今年は6年目ということになるんですけれども、ほかの陸上の特定最賃の動きを見ましても、必ずしも地域別最賃に連動した形で上がっているわけではなくて、やはり改定できている産業もあ

れば、ずっとここ数年、最賃の改定ができていないというような産業もございます。

そういうところを見ますと、やはり産業の状況、現状を踏まえて、改定を検討するについても、その水準については、業界の現状を踏まえて慎重に検討していただきたいというような考えが大勢を占めておりました。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

和田委員。

【和田委員】 今、山本委員からもあったのですが、陸上産業は産業なりに決めていった経緯があり、それを否定するという意味合いで私は言ったのではなくて、管轄は違いますが、厚生労働省で決められる最低賃金でも、労働者の生計という形の中で、やはり物価指数は十分考慮して考えているはずですし、また、類似の労働者の賃金、通常の業務の支払い能力、この3点の項目についても、陸上最賃でも同様の考え方で精査されている状況を踏まえれば、なぜ海運産業だけが取り残されて最賃が上がらないのかという問題は、20年さかのぼり、絶対ついてくる問題だと思っています。

だから、今年に限らず、幾数年かけてでも構わないと思いますが、この産業を残すために最低賃金の大きな改正は必要になってくるという認識を立ててもらわないと、厳しい産業だからと言っていたのでは、誰も来ないような産業になると思います。

賃金だけを言うつもりはありません。先ほども言いましたように、船員の確保・育成、これらについては、賃金だけのことを言って果たして若者は来られるのかという問題もあるとは思いますが、今年就職した人が初給料を何に使うのかといったら、貯金だそうですね。夢も希望もない。こういった時世にしてしまったのは我々の責任なのかもしれない。

若者を海にどう引き込んでいくか、1つの項目である賃金の改定も大きな命題になってくるのではないかと思いますので、そこも考慮の上、十分検討していただきたいというのが労働側の考えでございます。

以上です。

【平岡委員】 ちょっといいですか。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡委員】 山本委員がおっしゃることは総論的なお話をされているんじゃないかと思うわけですが、最近の内航海運業界、それと今の船員の実態、そこにしっかり目を向けてもらわないと、一般的な話をしても、若者がやってこないということにならざるを得な

いと私は思っています。

特に内航の最低賃金ですが、何度も言いますが、この業界における最低レベルの水準だと私は思っていますし、これを見てその業界の賃金水準における物差しになると私は思っております。

そういう中であって、一般的な話をしても話にならない。既に旅客船については、決定しております。内航海運が若者を確保しようと思えば、やはりそれ以上の改定の考え方で臨んでいただかないと、若者は旅客船、フェリーのほうへ流れていくと私は思っております。

今の現状をしっかりと見極めていただいて、間違いのない判断をしていただきたいと思っております。

【野川部会長】　そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じますが、一言、私から申し上げますと、最低賃金に関する審議会は、ほかのさまざまな、国土交通省に限らず省庁の審議会と比べて大きな特徴がございますのは、そこで決められた最低賃金額が、基本的にはそのまま法律上、強行的な効力を持つ内容になるということです。

多くの審議会で政策的な判断を任されて、このような方向が政策上よろしいというふうに結論づける場合は、それが必ずしも直ちに法律等になるのではなくて、そこからいろいろと国会でもまれていくわけです。

しかし、この最低賃金審議会というのは、この最低賃金額についてこちらで審議した額は、それを、例えば国会でまた審議して検討するという構造にはなっておりません。つまり、こちらは労と使という、議員でもなく、政府でもない民間の当事者が話し合って法的に強行的な効力を持つような内容を決めるという非常に重要な意味を持っております。つまり、そこまでこの労使自治ということが尊重されて設けられている審議会であるということをお含みおきいただきたいと思えます。

したがって、最終的にこの労使で合意が得られなければ、我々公益委員の提案に基づいて決まることとなりますが、それはあくまでも緊急の措置であって、本来、今申し上げましたような、労使の合意というものに全幅の信頼を置いて設置されている審議会の方式でございますので、その点をよくお考えの上で検討していただきたいと思えます。

そこで、そのような意味での方向性を見出すべく、一旦この場をクローズして、労使で意見をもう少し交換していただくということもよろしいのではないかと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、あまり時間はとれませんが、20分程度、場所を設けてございますので、労使の間で忌憚のない率直な意見交換をお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話し合いの結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 部会長から時間をいただきまして、今まで労使で喧々諤々と水準論も含めて協議しました。お互いの掛け値なしに話し合い、今年の最賃をどのように取りまとめるのかということで延々と議論しました。

その結果、最終的に1,300円の改定水準で合意に至りました。

内容につきましては、職員1,300円、部員1,300円ということで、最終的に使用者側も承諾した経緯でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、今、お話を伺った結果、大変ご苦労さまでした。それぞれ歩み寄っていただいて、合意ができたということでございますので、それでは、その結果について、今数字を正確にこちらで確認をいたします。

(中断)

それでは、確認をさせていただきます。

最低賃金の改正につきましては、職員Aを1,300円引き上げ、職員Bを1,300円引き上げ、部員Aを1,300円引き上げ、部員Bを1,300円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の、職員「24万7,150円」を「24万8,450円」に、ただし書きの職員「23万700円」を「23万2,000円」に、部員「18万8,550円」を「18万9,850円」に、ただし書きの海上経歴3年未満の部員「17万9,250円」を「18万550円」に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

【平岡委員】 ちょっといいですか。

【野川部会長】 どうぞ。

【平岡委員】 要望ですけれども、航海士、機関士が乗り込んでいない船舶の船長、それと機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金を上回るよう引き続き行政

指導されたいということで、要望したいというふうに思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により、予定された時間内で無事終了いたしました。厚く御礼を申し上げます。

これで、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —